

令和4年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和4年7月29日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月29日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 7月29日 午前10時37分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 瀬戸直一 9番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
住民課長	後藤信之	上下水道課長	大上誉司
教育委員会事務局長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第2号 令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

て

日程第3 議案第3号 令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第4号 令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第5号 令和4年度勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結について

日程第6 同意第1号 勝浦町監査委員の選任について

日程第7 発委第1号 勝浦町議会傍聴人取締規則の全部を改正する規則について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） それでは、ただいまから、令和4年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配布のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

7月28日、昨日、徳島市で開催されました令和4年度全国高等学校総合体育大会総合開会式に、私が出席いたしました。躍動の若い青い力、四国総体2022というあれでしたが、もうすごく若い力、おもてなしも含めてすごく感動をいただきました。参加できたことに感謝しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

次に、日程第2，議案第2号，令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第4，議案第4号，令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第2号と関連がある議案第4号について質疑に入りますが、質疑の前に、大上上下水道課長から第一読会の答弁の訂正の申出がありましたので、お願いします。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） おはようございます。

7月13日の第一読会で、部議員の質問で、一般会計から簡易水道事業会計への繰出金3,300万円を国庫金100%と、充当額を100%と回答いたしましたが、実際は2,333万3,000円の誤りです。残りは一般財源となります。訂正させていただきます。

○議長（美馬友子君） それでは、議案第2号と訂正の件を含め、議案第4号について質疑はありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 何点かありますので、一番に言わせていただきます。

議案第2号、一般会計補正予算（第3号）、並びに議案第4号、簡易水道特別会計予算について、ただいま、先ほど提示があったんですけど、私のほうからも言います。

1点目は、4款の衛生費、環境衛生総務費で3,500万円、財源は国庫支出金2,333万3,000円、一般財源1万1,667円。ちょっと、さっき言うたんとちょっとちやうような感じするんやけれど、間違うてたら言うてください。それで、その中の27節で18、負担金、補助金で200万円、繰出金で3,300万円。この分の一般財源は、計算上は1100,2,000円になると思うんですけども、それを答弁の中に入れてください。

それで、聞きたいのは、水道会計では営業収益3,300万円の減、営業外収益の一般会計補助金が3,300円増になってますが、説明者の財源内訳では、その他が3,300万増で、一般財源3,300万が減となっております。下に、特定財源、コロナ交付金ですよちゅう説明もついております。これだけで見ますと、簡易水道会計の補正予算は収入だけで組んでおりますが、これは普通、財源振替ということになるんですが、それだけなんでしょうか。それが1点目。

それと、2点目。算出根拠に、前年実績に今年度改定額を加算し、さらに10%の増加を見込んで3,300万円となったと。そこで、その計算式を数字で示していただきたいと思います。

3点目。私が一番気になるんですが、前回は冬場で、比較的、水使用量は少なかった。今回は夏場です。酷暑が続けば、7月、8月、9月は水道使用量は極端に多くなり、ただとなればなおさらであります。大切な水資源を考える観点から、使い放題にならないよう、基本料金だけを補助対象にしたら節水も行き渡るのではないかと私は思いますが、この基本料金だけで積算すると幾らになりますか。

4点目。これは少し驚いたんですが、私の地区では、7月18日付で、組合長名で、水道料金減免事業の実施についてのお知らせという文書が全区配布されております。文書には、役場から連絡があったからと書いてあり、組合長に確認するとそのとおり

ですということで、担当課としてはいつどのような文書を出したのか。

最後ですが、5点目は、未普及地支援事業の中で組合支援、どの組合にも15万円と  
なっているが、その積算根拠は何か。

以上5点について、答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

まず、すいません。先ほど訂正させていただいたんですけど、一般会計のほうで、  
その内、繰出金4款1項4目の衛生費なんですけれども、3,500万円の誤りでござい  
ます。すいません、何度も訂正いたしまして申し訳ございません。それで、こちらの  
ほうで財源が、コロナ財源で3,300万円となっており、結局、水道代の財源振替とい  
うことに、一般会計と特別会計の財源振替ということになります。

それと、2点目の算出根拠についてでございますが、第一読会でも説明させては  
いただいたんですけども、昨年度の同時期の使用水量を基に、今年の単価でまず同じ  
時期の試算をさせていただきました。その試算額が約2,860万円程度になります。そ  
の上に、令和4年度に料金改定がございました地区の分をまた加算いたしまして、そ  
れが140万円。それで合計3,000万円というふうに試算をいたしましたが、今回は夏場  
でございますし使用水量が多く見込まれますので、1割ほど増加すると見込みまし  
て、事業費は3,300万円と計上させていただきました。

続きまして、3点目の質問でございますが、今回の事業目的といたしましては、水  
は日々の生活に絶対必要なものであり、重要な、生活基盤にとっても重要な一つの  
ものでございます。現在、コロナ禍で原油価格高騰、物価高騰に直面して、経済費負担  
がかかっており、住民への税額も増加しております。そのため、住民の不安を少しで  
も解消するため、また、住民が一律に水が使えるよう、飲めるようにするよう目的  
で、最低限度の水を住民に供給するという公平な視点で、公平性を保ちたいという考  
えで提案をしております。そのためになっております。なお、節水につきましては、  
広報、ホームページで呼びかけてまいりたいと考えております。また、議員の質問に  
ございました基本料金を試算いたしますと、おおよそ1,650万円になります。

次に、4点目の文書の件でございますが、今回の文書通知につきましては、うちの  
文書日付で言いますと7月11日付で、指定管理をお願いしております組合、8組合の

組合長に、事前に事業内容を文書通知させていただきました。内容といたしましては、7月議会に水道料金の減免を予定しており、議決された後に決定となります、という一文を添えてございます。そういう内容でございます。今回の場合は、その組合長様が組合員に早く知らせてあげたいため、人為的に行われたような結果だと考えております。

最後に5点目ですが、未普及地域の支援事業の支援組合の件でございますが、この15万円の根拠でございますが、前回令和2年に実施したときの組合の支援金が平均15万円でございます。それに基づき計算をさせていただいておりますが、前回は6組合が申請してきました。しかしながら、まだほかにも申請ができていない組合があると思われまので、あと2件ほどはあるかなと思うところで、余分に枠で予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 急にたくさんの質問をしましたけれども、詳しく答弁いただきました。ありがとうございます。

そこで再問なんですけれども、再問というよりもちょっと、質問に対してちょっと私の思いも言わしてもらいますが、特に3点目で、コロナ対応云々については説明資料で書いてあるとおりで多分言われたんだろうと思いますけれども、この最低限度の水利用というところが私はちょっと引っかかりますが、水を始末している方は基本料金以内で収めている方も実際にあります。これ、私が心配するのは、夏場で一番水が多いとき、例えばかん水をしなければいけないようなときも出てくるかと思えますけれども、そこらを考えて、私は公平性ではないと思います。私が最初に言ったように、基本料金だけしたほうが一番公平なんです。これでいきますと、先ほどの数字を聞きましたら、約半分ぐらいの経費でいけます。

ほんで2点目。これ、またびっくりしたんですけれども、私は少なくとも提案されてから文書が出たのかなと思ってました、新聞にも出ましたから。ただ、これ、11日ちゅうことは、これ提案もされてません。ね、議会13日なんですから。そういうことで、今さらこれどうこう言うても仕方がないような気がしますけれども、これは後で町長に聞きますけれども、私はもうやっぱり議会軽視しか考えられません。相撲で言

うたら勇み足，大きな勇み足。こんなことが通るんだったら，議会審議は要らないと思う。私が一番思うんが，実施時期が，私は12月までを減額したかったのか，6か月間したかったのか。いずれにしても，12月までやったら8月からしたらいい。6か月間必要なんやったら1月までしたらええと。こういう方法があるんです。ほんで，どうしても7月やったら6月に提案したらよかった。毎月，議会やっていますので。

ほんで，前回も私は，こういうコロナ対策交付金の使い方は，私は短絡的な政策であると言いました。もちろん，これ，住民は喜びますよ。ただ，今回もこれ，町民の要望も私はなかったんでね。聞いてびっくりであると思うんです。ほんで，何かY o u T u b e か何かでも，もう既に勝浦が特別なことやるけん流れとうような聞いてますけれども，一番私が気にするんは，一般財源が3分の1使われているということですよ。これ，私，試算しますと，当初予算の39億3,400万，このうちの町民税，勝浦町に納める町民税，僅か4.9%なんですね。この町民税の6%分を，予測もしなかった，とても緊急事態と思われんような事業をつくって使っていると。これ，非常に問題じゃないかと私は思います。

そこらを含めて，これ，副町長も町長も予算を通していているわけですから，これがそれだけ重要な。私，国の交付金だったら，逆に使えば使うほどようけ入ってくるんですね，国の交付金を使えるなら。ただ，町費が3分の1も出しているとなりますと，これ，1,500万いうただ事じゃないと思うんですけれども，実際になってこの6か月間は無料ですから，住民が何ぼ使うやら分からん。

ほな，そこらも含めて，町長，副町長の答弁を聞きたいと思います。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） まず，第1点目の，議会に出る前に文書が組合長のほうに届いたという点でございます。こちらのほうは，担当課としては，早めにお知らせをしたほうがよかったというふうな感覚で出してしまったのではないかな，というふうには思います。ただ，提案もされていない時点で出すというのは，若干配慮が足らなかった。議員おっしゃるようなところがあるのではないかなと思っております。

あと，基本料金だけでやるべきでないかというようなお話でございます。こちらのほうにつきましては，担当課長が申しあげましたように，基本的には公平性というものは担保していると思っております。理由といたしましては，水道料，こちらにつき

ましては、基本料金は12世帯あるいは1人世帯であっても同額でございます。これを同じように基本料金だけでというのは、公平性には若干問題には残るのではないかと  
いうふうには考えているところでございます。そういうふうな意味も含めて、水、前  
回コロナのときもお話しされたんであろうとは思いますが、基本料金だけで収  
めようというような感覚で水を飲むのを控えるようなことはあってはならない。そう  
いうふうなことを踏まえた上で、基本料金でなく全額ということにしていると思いま  
す。ただ、今回、夏場ということでございまして、水の使用が非常に増える可能性は  
多々あるかとは思っております。ただ、そちらについては、節約、節水等について周  
知をしていく中で、皆様の御協力をいただいくようなことに努めてまいりたいと  
いうふうには考えております。

あと、予算の件でございます。こちらの予算につきましては、国から勝浦町への配  
分額というのが、上限が決まっております。そして、その金額の中を有効に町として  
使うために、若干の上乗せをするような事業計画で出しております。例えば4,000万  
の補助金でありましたら、四千数百万を上乗せして、できるだけ有効に使えるよう  
な格好で予算措置をしているところでございます。こちらのほうが落ちてきますと、例  
えば、今回は工事とかはございませぬけれども、請負差額ができた場合にはその分の  
交付金を頂けない、有効に活用できないというふうなことがあると考えております。  
そういうふうな意味で、予算措置の段階では、若干多めに足して予算措置をしている  
ものでございます。その町費が要る部分につきましては、できるだけ節約、実施段階  
において節約、あるいは請負差額が出た部分でほかの事業との調整を図りながら、財  
源をできる限り、町費を使わずに運営できるような格好で進めていきたいというふう  
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 議員からの質問で、大枠については今、副町長から申し上げ  
たとおりかと思えます。基本料金だけという提案もあるんですが、組合によります。  
ただ、その基本料金で使える量というんも、組合でまちまちとなっているというよう  
なところもございます。そういった意味からでも含めまして、全体の水の量というよ  
うなことにさせていただいたかと思えます。



それから、ちょっと先駆けて通知したというのは、議員おっしゃるとおり、少し先走り過ぎということで、非常に私としても申し訳ないというふうには思っております。今後、十分そういったことも、職員と協議の中で気をつけながらやっていきたいというふうに思っております。どうか、この点についても御了解願えればというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（国清一治君） 議長，小休を。

○議長（美馬友子君） はい。小休します。

午前9時53分 少休

午前9時54分 再開

○議長（美馬友子君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 議案第2号，一般会計補正3号について，住民課関係の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業についてと，この辺4点ぐらい質問させていただきます。昨日，事前には担当課にはお送りしています。

私はこの事業について反対するものではありませんが，給付対象世帯抽出のためのシステム改修委託料について，再度確認を4点さしていただきたいと思います。

1番目です。今回，予定対象100世帯を抽出するために，システム改修委託料，約170万円を計画しています。システム改修委託料という名目ですが，実質は対象世帯，抽出作業の工賃，費用ではないかということ。

ちなみに，今年の2月，令和3年度一般会計補正9号にて，基準日は異なるんですけども，対象850世帯を抽出するためにシステム改修委託料，約203万円を計画しています。この時点で一般にいうシステム改修をすれば，今回，そのシステムを使って抽出可能となるのではないかが，通常普通と考えておりますので，回答をお願いします。

それと，2点目が作業フロー。これ，税務課のほうの税システム，それと，住民基本台帳を住民課，これを突き合わせして，データ抽出して突き合わせをします。で，令和3年度の2月の臨時給付，この世帯を除くという作業になります。一応，それでリストができるということで，最終的には住民課で，人的突き合わせによって最終確

定と。ほんで、案内を送付するというようなイメージ、こういうイメージでよいかどうか、これが2点目です。

それから3点目、対象世帯抽出作業とすれば、システム作業の予定会社、作業員数、作業何名するか。それから作業日数、1日当たりの作業賃、町役場へ来てもらってであれば出張費など、こういう見積りを取っているかどうか3点目です。

それから4点目が、この作業、町役場の職員でシステム作業ができないのか。一過性のシステム作業は、外部システム会社に委託するのかと。この4点についてお伺いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） まず、改修内容につきましてでございますけれども、改修内容につきましては、対象となる町民の抽出、所得情報、金融機関の口座情報を活用できるように改修する、確認書等帳票の発行、支給管理台帳の管理、印刷などが内容でございます。

3年度に実施しました改修につきましては、単年のみのシステム改修でございまして、4年度にも活用できるような改修とはなってございません。そのため、4年度につきまして改修が必要となると聞いております。

次は、システム作業フローでございますけれども、作業フローは議員さんおっしゃったイメージでよろしいかとは考えております。

作業の流れとしては、住民基本台帳により、基準日の世帯の中から令和4年度の住民税非課税者を抽出し、世帯に分ける。この中から、既に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受けた世帯を除いたり、住民税課税者の扶養親族ではないか、転入者の所得状況や転入、転入元の市町村で給付金を受けていないか等の確認を行いまし、該当者に確認書を送付するというものでございます。

見積りににつきましては、3年度に改修を実施しております事業者から徴収しております。それに基づいた予算計上としております。

町役場でシステムが作業できないかということではございますが、システムに関する詳しい知識も必要な、ということもございます。現在の人材で、システム改修を行うのは難しいのではないかなと考えております。システム改修については、これまでも外部委託、外部事業者へ委託をしてきておると認識しております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 3番目の質問の何名とか日数とか、そういうんはどう。

○住民課長（後藤信之君） 日数とかは、人工でいえば31人工で行う改修となっております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 31人工，日という答えが。例えば，1人であれば31日かかるという認識が1点目，質問です，再質問です。

それと，私の質問の今の説明では，システム改修でなしに，この2つのシステムを，大きなところでね，税務課と住民課のシステムにアクセスする作業賃じゃないかっていうことについては，そういうことになるんだろうと思うんですけど。一過性ですから。で，もうそのシステムは使えないんで，作業賃じゃないか，実質的にですね。名目はとやかく私は言わないんですけど，システム改修っていうんでなしに，要は対象世帯抽出作業，システム作業というふうに，表現がいいんじゃないかなと思います。

それと，あと3番目の今見積りですけど，今回30万，33万円安くしてくれたっていうイメージでしょうか。その3点。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） はい。議員おっしゃられます抽出作業ではないかということではございますが，確かに抽出の部分もございますが，先ほど申しましたように，それ以外の改修というのもございます。いわゆるセットアップや改修を含めた改修というふうに捉えております。

次の31人工の件でございますが，1人で来た場合には31日かかるというふうな見積りとなっております。

それと何だったっけ。

○2番（相原喜久男君） 安くした。

○議長（美馬友子君） 安い。

○住民課長（後藤信之君） 3年度と4年度と比べると安くなっているのは，3年度の改修が1度行ってますので，それを勘案して安くなっているというふうに思ってお

ります。

以上です。

○2番（相原喜久男君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 2点ほど質問いたします。

まずは教育委員会、先ほどもちょっと説明いただいたんですけど、レバー式の件なんですけども、ここでもう一度確認ですが、自動水栓のほうがいいなという意見がかなりあったんですけど、しっかり学校の要望を聞いてやったと、レバー式にしたという事でよろしいかというんが一点です。それはもう確認になります。

あと、上下水道課の未普及地域の中の個人の方が、これ、試算の段階で67件っていうことで、実際に前回、2年前にもやられたと思うんですけど、ここらの件数、これだけなのか。ほんで、申請があった、さっきの組合は15件しかなかった、ちゃうわ、ちょっと少なかったようなんですけど、もう個人のほうの情報があって、またその案内しっかりできてやれていたのかっていうの、確認お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

蛇口、レバーの件でございます。今、花房議員おっしゃったように、学校の要望っていうところ、ここが基本ということになります。

ちなみに、具体的な内容としまして、今回小学校のほう、廊下の手洗い場を中心に設置予定してますのと、中学校は被服室と特別教室ということなんです。いずれの場所におきましても、例えば小学校の場合でしたら、絵の具とか習字の道具、そういった道具類、水で洗いしてるというところで、ちょっと接触型では、こう止まったり出たりということでちょっと具合が悪いと。同様に、中学校のほうもそういったお話をいただいております。

そうした点を踏まえまして、今回、基本的にはレバー式、選択したところの大きな要因となっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 未普及地域の件の個人の件で、のことでございます。お答えいたします。

未普及地域のその世帯数がおおよそ300世帯を想定しておりまして、それで、組合等が230ぐらいの世帯数を見込んでおりまして、個人が60、残りの67世帯ほどを今見込んでおります。それで、前回、令和2年度に個人の方の申請っていうのは、27、いや、24件ございました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 教育委員会につきましては、しっかりした学校の要望ということで、周りがとやかく言うことではないのかと思いますので納得しました。

あと、上下水道課につきましては、67件おって24件ちゅうんは、かなり少ないような気がするんですけど、これは案内をちゃんとできておって、あえて申請してないのか、分からなかったのかとか、そこらは把握されとんのか、再問お願いします。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 前回、2年前につきましては、一番最初ということで、再三ホームページとか広報紙を使って、十分と言えないんですけど、広報活動はさせていただきましたが、結果といたしましては、ちょっと若干少ないような、24件でございましたので、今回はもうちょっと頑張って、個人の方も拾い上げていきたいなど、拾い上げる努力をしていきたいなど考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 先ほどの2番議員の質問に関連して、ちょっとお尋ねします。

システムのことで、でもちょっとね、170万円というのは私も多いなと思って。第一読会で、1,000万円配るのに250万円かけて配っているのは、町民として納得できるんだろうかというようなことを申し上げたと思うんです。システム改修以外にも七十何万円というのが計上されていて、これ実際どんな作業なんだろうと。どんな作業を委託するのかなというふうに思ったんです。

事業を進めないかんからしゃあないなと思うんだけど、今後ともこういうことが続くんかと。むかむかしながら承認せないかんのかと、こういう感じがするんです。

それで、率直にちょっと聞きたいんですけれども、査定したと思うんです。これどんなふうに査定して、率直にどう思うのか。これちょっとお聞きしておきたいと思うんですけど、副町長でも町長でも結構です。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 議員おっしゃるように、1,000万の実際給付に対して約2割の事務費が要る。ここらについては、査定の時点でも、非常に金額的に大きいんじゃないかというふうな話はずっとしてきております。

ただ、今回、特に国が決まった法律に基づいて、それを町村でやっていくというふうなことでございます。で、こちらにつきましては、町といたしましては、常時、常日頃からある業務の上にプラスアルファの業務をやっていくようなこととなります。で、そこらをできるだけ、国からの100%の補助がある中でいかに効率的に、町の職員の負担も最小限に抑えていく中でどうやっていくかというふうなことで査定を行っております。

あと、ソフトの改修、こちらのほうについては、先ほど2番議員さんのほうから御指摘のあったように、抽出作業を機械でやるというふうなことになろうかと思えます。議員さんもよく御存知と思われまじけれども、ソフトを使って、コンピューターソフトを使って業務を行うっていうことは、規模が大きいとこほど効果が高いものでございます。小さいところになると、どうしても割高な部分、基本部分っていうのが入ってきますので、どうしても割高になります。

今回につきましては、昨年度も同等のものであったのではないかというようなことがあって、特にそこらは気になるころではあろうかと思えます。そちらのほうについては、査定のほうでも議論はしてきたところではございます。

で、何が、じゃ、お金が高いのかというと、基本、ソフトの経費、価格の決定については、私が聞いたところでございますけれども、その必要度によって決まる価格、それと、それにかかる手間によって価格が決まるという場合、いろいろございます。

そういうふうな中で、今回はその基本部分が必要なものとして、業者としては高めの設定がされたんでないかなというふうな気はいたしております。

ただ、最初に申し上げましたように、プラスアルファの業務っていうのは、国の業務であろうかと私は思うんですけども、なっておりますので、それを住民の方に、できるだけ短期間で早めにそのメリットを受けていただくというふうな中では、少々の経費の部分について負担するのはやむを得ないというふうなことで、今回査定をした中で予算づけをしたというところでございます。

費用、その追加した、投じた費用に対しての効果という部分では、やはり小さな町村ではやっぱりメリットっていうのは、どうしても限られてくるのかなとは思いますが、やはり低所得者の方にできるだけ早めに、そして町の行政、住民課の業務に支障ができるだけ少ないような中でやっていきたいというところで、今回はつけたようなところでございます。

ただ、もう少し、その査定の中でも、今後実際にやるときには、しっかりとシステムの提供業者と話をして、その中の節減できる部分、あるいは必要でない部分、そういうふうなものについてしっかりと話をする。それと、プラスとして、それによって機械で抽出できるっていうことは、実際の臨時職員の手間代というのは、やっぱり減らせることもできるんでないかなというふうなところもございますので、そこらの進行についてはしっかりと詰めてくださいというふうなことでお話をして、査定をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） はい。今回の事例を検証していただいて、今後に生かしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 議案第2号、一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

教育費のほうで、先ほどから取り上げられてます、また第一読会でも質問が多く出ましたが、中学校、小学校の蛇口の交換、コロナ対策ということで提案されておりますが、第一読会以降、私も小中学校の職員さん、並びに中学校のほうは機会がありましたので、ちょうど現地も見させていただきました。

実際トイレ、またトイレ脇の水道等は、既にもう自動水栓化されているところが多くありまして、今回の提案についての部分、ある程度理解はしました。

しかし、第一読会の説明の中で、実際、小学校、中学校、どれぐらいの割合で今自動水栓化されていて、また今回の工事によってどれだけの割合が、今回、何ちゅうか、コロナ対策のレバーに交換されるかっていう部分、ほんで最後、今残っている今までどおりの蛇口がどれぐらいの割合で残るのか等の、ちょっと具体的な数字が示されておりましたので、ちょっとその点だけ、確認のために御説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 学校の蛇口の御質問ということで、ちょっと御答弁させていただきます。

まず、自動水栓になってる蛇口の箇所数でございます。生比奈小学校が12、ごめんなさい。ちょっとほんで、これ、前段言いますが、各学校とも基本的にトイレの手洗い、こちらのほうは自動水栓になっているところで、ちょっと御理解いただければと思います。ちょっと具体的な数字としましては、生比奈小学校で12、横瀬小学校で21、勝浦中学校で44となっております。自動水栓ですね、その数です。

それで、今回、学校予算の提出に際しまして、当然学校と協議をしました。学校の要望といいますか、蛇口ですね、出てきておりまして、その数と併せてちょっと御説明させていただきます。

生比奈小学校ですが、92か所の要望ありましたが、今回は46か所の交換予定となっております。横瀬小学校ですが、69か所の要望のところ、今回35か所というところですよ。勝浦中学校ですが、74か所要望のところ、今回37か所の交換予定となっております。

以上とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 松田議員、いいですか。はい。

ほかにありませんか。

ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。



議案第3号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第2号から議案第4号までを第三読会に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第2号から議案第4号までを一括して討論と採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。

したがって、議案第2号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第4号、令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第5、議案第5号、令和4年度勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第5号について趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 議案第5号、令和4年度勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結についてでございます。

これは小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策の一環により、全ての児童、生徒の机と椅子を購入するため、その相手方を定め、契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、町議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさしますので、御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第5号について詳細説明を求めます。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 教育委員会から、議案第5号、勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、新型コロナウイルス感染対策として、抗菌の机、椅子を生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校へ購入するための契約となります。

品名につきましては、生徒用、児童用の机がK S - 0150 - I - S P、生徒用、児童用の椅子でございますが、C R - 0100 - I - S Pとなります。

数量につきましては、机、椅子ともに295台となります。その内訳でございますが、生比奈小学校が120台、横瀬小学校が78台、勝浦中学校が97台となっております。

契約の方法でございますが、一般競争入札でございます。今回の入札では、4者が参加、入札を行っております。

契約金額でございます。1,231万8,020円でございます。内訳としまして、机1台、2万4,860円の295台、こちらのほうが733万3,700円。椅子1台でございますが、1万6,896円、295台ということで498万4,320円、合計1,231万8,020円となっております。

契約の相手でございますが、徳島市新内町1丁目11番地1、株式会社金剛、代表取

締役村上利郎でございます。

なお、本契約の履行期日でございますが、令和4年10月7日までとなっております。

お手元、参考資料、示さしていただいております。

以上、議案第5号、勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結につきまして、詳細説明とさせていただきます。

御審議いただき、御決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第5号について質疑はありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 椅子の購入には異議はないんですが、不要になった椅子ってどういうふうな扱いになるのか、ちょっと疑問なので教えてほしいと思いました。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 現在学校にある机、椅子ですね、738台ということで確認しております。

学校とも協議しております。まずこちら、まず学校で活用できないかというところでちょっと検討いただいております。300台程度は引き続き学校で活用というところで、あと残りのほうを売れるかどうかとか、いろいろちょっと検討していくようになるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） はい。最近、婦人の家とか旧病院とか、みんな必要な方が活用していただけるので、また今回もそのような扱いができればいいなと思って質問しました。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 私、この補正予算のときにも、そういったお話しさしてもらったと思います。まず、学校でちょっとある程度、そこめどつけましたので、残りのほうですね、今議員おっしゃったように、有効に活用したいと考えて

おります。

以上でございます。

○10番（井出美智子君） よろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

議案第5号を第二読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第5号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第5号を第三読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第5号について、討論と採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたしま

す。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。

したがって、議案第5号、令和4年度勝浦町立小中学校机・椅子購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第6、同意第1号、勝浦町監査委員の選任についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、同意第1号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 同意第1号、勝浦町監査委員の選任についてであります。

次の者を勝浦町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字沼江字西谷63番地2。氏名、西谷康彦。生年月日、昭和30年12月1日でございます。

以上、御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(美馬友子君) 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第7、発委第1号、勝浦町議会傍聴人取締規則の全部を改正する規則についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者から、発委第1号の趣旨説明を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号、勝浦町議会傍聴人取締規則の全部を改正する規則について、このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。

令和4年7月29日提出。

提出者、勝浦町議会運営委員長国清一治。

賛成者、勝浦町議会議員、花房勝一、以下同じで相原喜久男、瀬戸直一、仙才守、美馬友子、麻植秀樹、松田貴志、籾公一、井出美智子。

勝浦町議会議長美馬友子殿。

改正案については、別紙で4ページにわたり添付しております。

提案理由の主なものについては、議会傍聴人取締規則を議会傍聴規則と規則名を変更し、傍聴手続の簡素化、傍聴券の交付廃止、お子様連れの方や傍聴室へのつえの持込みなど、社会情勢の変化に合わせた全体的な見直しを行い、住民の方が議会の傍聴に来ていただきやすいよう、開かれた議会を目指しております。

議決をお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) お諮りします。

本件については、第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、発委第1号は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより発委第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。

したがって、発委第1号、勝浦町議会傍聴人取締規則の全部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

それでは、令和4年勝浦町マラソン議会若あゆ会議閉会に当たり、野上町長から御挨拶をお願いいたします。

野上町長。

○町長(野上武典君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきまして、御審議いただき、御決議賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、本会議の一般質問におきまして、多岐にわたり御提言をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。御提言いただきました内容につきまして、今後の町政発展のために活かしてまいりたいと思っております。

このたび、今日も朝、勝浦中学校野球部の校長先生と担任の先生、また生徒が激励

会，おいでいただきました。中学校総体で徳島県大会で優勝するという快挙を成し遂げました。彼らの力強い若い力に感動いたしております。

また，昨日，議長も申しておりましたが，全国高校総体，いわゆるインターハイの開会式で，徳島県の高校生，力強い共同演技を見せていただき，本当に躍動の青い力を拝見できたと。徳島県の，あるいは勝浦町の将来を託す，力強いすばらしい若者が育ってきているというふうに実感したところでございます。

夏本番で，まだまだ暑い日が続きます。熱中症等には十分御注意され，委員の皆様のご活躍を御期待申し上げます。

夏に入りまして，いろいろコロナウイルスの感染も広がっております。ただ，議員の一般質問にもありましたが，十分注意はしながら，感染対策を取って事業を進めていくというふうに，この夏もいたしておりますので，議員の皆様のご協力，御理解をお願いできればというふうをお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。

お世話になりました。

○議長（美馬友子君） 以上で，若あゆ会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時37分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員